



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



資料3

兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

# 代替養育を必要とする子どもの見込と 里親等委託への取組について

令和6年8月19日 兵庫県福祉部児童家庭課

# 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

令和5年度末時点で代替養育を受けている子どもは**911人**  
 18歳未満人口の減少に伴い、代替養育を受ける子ども数も減少することが見込まれる

## 直近5か年の代替養育を受けている子ども数

【資料3 P.2 表3】 (単位：人)

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	平均
代替養育子ども数(A)	1,027	988	976 (804)	943 (778)	911 (744)	966
18歳未満人口(B)	561,810	552,471	542,412 (483,873)	532,351 (475,217)	522,295 (466,562)	—
割合 (A/B) %	0.183	0.179	0.180 (0.166)	0.177 (0.164)	0.175 (0.159)	0.179 (0.163)

## 次回計画期間における代替養育を必要とする子ども数の見込み数

【資料3 P.3 表4】 (単位：人)

直近5か年の割合（代替養育子ども数／18歳未満人口）の平均（0.179（尼崎市除き0.163））を乗じて推計

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
代替養育子ども数	898 (732)	884 (720)	870 (709)	856 (697)	842 (685)
18歳未満人口	502,175 (449,249)	494,350 (442,135)	486,524 (435,021)	478,707 (427,914)	470,881 (420,800)

(注) 「福祉行政報告例」より

18歳未満人口は、国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）による実数値（令和2年度）及び同集計に基づく兵庫県企画部統計課推計値（神戸市・明石市除く）

下段括弧書きは尼崎市（令和8年4月移管予定）を除いた数

## 2 里親等への委託の推進に向けた取組

### 里親等へ委託する子ども数の見込み等

#### 里親等委託率の目標

年齢区分	算式1 長期措置	算式2 ケアニーズ	算式3 独自の取組	今回計画案	【参考】 国目標値	現計画	令和5年度末
3歳未満	64.6%	37.5%	70.8%	70%	75.0%	55.8%	14.6%
3歳～就学前	77.1%	49.7%	61.4%	60%	75.0%	46.8%	24.2%
学童期以降	73.7%	34.5%	43.7%	50%	50.0%	47.1%	27.3%
全体	78.8%	37.2%	48.1%	52.9%	56.2%	47.8%	26.1%

#### 目標の考え方

- 算式1【資料3-2 P.5】
  - ・長期間措置されている子どもはケアニーズが高いことが多いことからふさわしくない
- 算式2【資料3-2 P.5】
  - ・現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した望ましい措置先をこども家庭センターに全数調査
  - ・「里親等委託が適当であるが未実施」を加味しても目標値等に達さないため、さらなる取組検討(算式3)
- 算式3【資料3-2 P.6】
  - ・里親支援センター等を活用し、「近日中の家庭復帰を予定している」子どもについても里親等委託を推進
- 今回計画案(算式3を基本に考える)
  - ・3歳未満、3歳～就学前：国目標値は75.0%であるが、子どものケアニーズに配慮しない措置は困難  
⇒概ね算式3で据え置き
  - ・学童期以降：原籍校への通学ニーズ等を考慮し、中学校区ごとの里親登録  
専門里親数を増やすことで子どものケアニーズに対応  
⇒国目標値どおり50%を目指す

## 2 里親等への委託の推進に向けた取組

### 里親等へ委託する子ども数の見込み等

#### 現に代替養育を受けている子どものケアニーズ

##### 里親等委託が適当であるが未実施である理由

1. 親の同意が得られないため
2. 里親の希望する条件と合わないため
3. 里親の養育技術に不安があるため
4. その他（里親委託等が適当だが未実施）

##### 施設養護が適当である理由

5. 近日中の家庭復帰を予定しているため
6. 児童自身が里親等委託を望まないため
7. 発達上の支援課題（障害等）があるため
8. 心理的課題(家庭的環境への不応等)があるため
9. 医療的ケア上の課題があり他施設への措置変更を予定しているため
10. 兄弟分離等を避けるため
11. その他（施設養護が適当）

#### 目標達成に向けた取組の方向性

- 保護者へ入所措置の説明をする際に、子ども期における家庭養護の重要性を説明し、施設養護と変わらず里親等委託の同意を得るように努める（今回は半数を目標）
- 養子縁組里親を希望する者に対して、社会的養育の一翼を担う養育里親について理解を得るように努める
- 子どもとその保護者（実親）のための福祉サービスとして、里親等委託で最低水準のケアが担保されるよう、里親のスキルに応じた研修を充実させる
- 子育て経験がない里親登録者に対して、登録前研修等で里親の養育スキルを向上させ、未委託里親の活動率を高める
- 里親支援センターを活用し、里親等委託期間中の実親との面会交流に協力を求める
- 特に学童期以降の子どものケアニーズに対応できる専門里親の数を増やす

### 3 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 令和11年度に施設で養育が必要な子ども数の見込み

(単位：人)

令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み数に今回計画案の里親委託率を乗じて推計

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
3歳未満	13 (10)	0	27 (22)	5 (4)	45 (36)	71.1% (72.2%)
3歳～就学前	14 (11)	42 (35)	78 (63)	7 (6)	141 (115)	60.3% (60.0%)
学童期以降	0	328 (267)	265 (216)	63 (51)	656 (534)	50.0% (50.0%)
合計	27 (21)	370 (302)	370 (301)	75 (61)	842 (685)	52.9% (52.8%)

#### 考え方

- 現計画では、「代替養育を必要とする子ども数は、子どもの人口減少に伴って必ずしも減少するとはいえ、子どもをとりまく社会情勢の影響を勘案して見込む」としているが、想定以上の子どもの人口減少、児童相談所の中核市への移管により、統計上、明らかに、代替養育を受けている子ども数が減少している(現計画：代替養育を必要とするこども数1,203人⇒R5実績911人)
- 県こども家庭センターの一時保護所では乳児の受け入れは難しいため、引き続き、乳児院への一時保護委託を行う
- 学童期以降の子どものケアニーズは複雑化・多様化しているため、専門性の高い施設養護が適当である事例は今後も想定される